

視 察 報 告 概 要

1 視察期間

平成28年7月25日（月） 午後1時から午後2時30分まで

2 視察先及び視察事項

横須賀議会

- ・予算決算常任委員会について

3 視察の目的

所沢市議会においては、平成26年3月に初めて予算特別委員会を設置し、分科会方式により議員全員で予算審査を行った。平成27年、平成28年においては、それぞれ17人、12人の委員を選抜する形で予算特別委員会を設置し、審査を行ってきた。

平成29年の予算審査に向けて、これら3回の実績を踏まえ、そのあり方について協議を行っているところである。

このため、予算決算常任委員会を設置し審査を行っている横須賀市議会の視察を行い、今後の参考とする。

4 視察の概要

神奈川県横須賀議会の予算決算常任委員会に関し、その目的や効果など以下のとおり概要説明を受け、質疑応答の後、本会議場を見学した。

<概要説明>

(1) 予算決算常任委員会設置に至る経緯

議会改革の取り組みのひとつとして予算決算常任委員会を設置した。

予算決算常任委員会を設置する前においては、予算議案については四常任委員会に分割付託をし、各常任委員会において付託された議案の採決を行い（委員は所属する委員会部分のみ審査）、決算議案については決算特別委員会（委員10名で構成）を設置して審査を行い、採決を行う仕組みをとっていた。

しかしながら、予算を常任委員会に分割付託された場合、委員会での表決結果が異なる可能性があること、予算審査と決算審査を同一議員が行うことにより、決算審査時の指摘事項が当初予算に反映されているかどうか確認できるなど、総合的・一体的な審査が可能となること等を勘案し、予算決算常任委員会を設置することとした。なお、議論の中では、決算審査については毎年度特別委員会を設置することが恒例となっているので常任委員会としてよいのではないかなど意見も出されていた。

そうした中、平成18年3月の地方自治法の改正により、従来、所属できる常任委員会が一つに制限されていたところ「少なくとも一つの常任委員となる」よう改正されたことを契機に、平成20年10月から議長の諮問機関である「第3次議会制度検討会」において検討を開始した。検討会では、先進市の視察を含めて延18回検討を行い、平成22年6月に予算決算常任委員会設置に関する答申、平成23年2月には同委員会の

運用に関する答申を取りまとめた。

これらの答申を踏まえて、同年3月に「予算決算常任委員会運営要綱」を制定し、平成23年第2回定例会から活動を開始したものである。

(2) 予算決算常任委員会の組織の構成・付託議案等

予算決算常任委員会は上位組織として「予算決算常任委員会（全体会）」、下部組織として4分科会で構成されている。また、運営に関し協議する場として「理事会」が置かれ、議会における議会運営委員会のような位置づけが与えられている。審査は本会議場で行う（理事会は会議室で開催）。

なお、特別委員会が設置された場合で予算・決算について取り扱うことが議決されたときは、特別委員会分科会を設置して同様に所管部分の審査を行うこととなる。

付託議案としては、予算・決算の議案のほか、①予算・決算と関連し、かつ複数の分科会に関連するもの ②基金設置条例制定など予算の根幹に関わるもの ③手数料条例制定など、歳入予算を伴うもの ④予算・決算の議案と一体で審査することが合理的で、理事会で承認したもの について審査を行う。また、継続費等の繰越計算書等の法定報告の審査を行う。予算・決算に関連しない一般報告や請願・陳情については原則として予算決算常任委員会では審査を行わないことにしている。

(3) 構成員等

予算決算常任委員会（全体会）の構成員は議長を除く全議員（40名）であり、委員長は副議長、副委員長は議会運営委員長である。会議の開催場所は本会議場、出席理事者は本会議と同様（市長、副市長、各部長等）としている。

理事会の構成員は四常任委員会の正副委員長（計8名）と、特別委員会が設置されている場合は特別委員会の正副会長（2名）とし、会長・副会長は予算決算常任委員会の正副委員長（副議長・議会運営委員長）とする。会議の開催場所は会議室、理事者の出席は求めない。

分科会の構成員は部門別常任委員会と同様としており、正副委員長も同じ委員が充てられている。会議の開催場所は委員会室、出席理事者は部門別常任委員会と同様である（各部長及び課長）。

(4) 予算決算議案審査の流れ

①理事会

会期開始前に理事会を開催し、議案の付託先を決定する。

②予算決算特別委員会（全体会）

会期中に開催し、本会議から付託された各分科会に送付する。開催は議場であるが委員長は議長席を使用せず、演壇に椅子を置き議事進行を行っている。

予算の場合は分科会に送付するのみであるため、全体会の開催を省略している。

決算の場合は監査報告と質疑を行った後分科会に送付する必要があるため、必ず全体会を開催する。出席理事者は、原則として代表監査委員、議会選出の監査委員、監査委員会事務局職員と会計管理のみとしている。

補正予算の場合は、分科会を開催した後に、同日、部門別常任委員会を開催する（当初予算及び決算については、分科会を単独で開催）。

③分科会

詳細審査を行う。質疑のみであり、採決は行わない。

④理事会

予算決算特別委員会（全体会）の進行を決定する。

⑤予算決算特別委員会（全体会）

分科会委員長報告、締め括りの総括質疑の後、討論、採決となる。補正予算の場合は総括質疑を行わない。討論については本会議で行うことが多い。複数の分科会にまたがる内容及び政策的な判断を求める内容に限り、市長に対して総括質疑を行うことができる。総括質疑については通告制で、理事会の前日の10時を締切とする。質疑は答弁時間を除いて20分間であり、議席から一問一答方式で行う。

⑥本会議

予算決算常任委員長から分科会から報告を受けたことを報告した後、採決を行う。

（5）予算決算常任委員会設置による効果・課題等

予算決算常任委員会とすることによる効果としては、分割付託が解消され、円滑な議案審査が行えるようになったこと、同一議員が予算、決算審査を行うことで、決算審査時の指摘事項を当初予算に反映しているかチェックする機能が強化されたこと、議案採決に係る本会議の開催時間が減少したこと、の3点が挙げられる。

本会議開催時間の縮減は、予算決算常任委員会において詳細にわたり議論が行われた後本会議にかけられることによるものと考えている。今まで本会議場で修正動議などが出されることもあったが、予算決算常任委員会（全体会）で議論がされることで、実際の本会議の運営はスムーズにいくようになった。

一方、課題としては、付託先の選定にあたり、予算決算常任委員会と部門別常任委員会のどちらに付託すべきか明確でない場合があり、事例毎に執行部担当と議会事務局職員で協議を行う必要が生じた。今後、仕分けのルール化が必要であると感じている。

また、議会選出の監査委員が分科会委員でもあることから、監査委員として監査を行った上で決算の内容を指摘することはいかなるものかという意見もある。

このほか、質疑についての申し合わせ事項等がなく、各議員の判断に任せていることも課題の一つと感じている。

なお、本会議の開催時間は縮減されているが、理事会や分科会の開催により総会期日数は増加した。分科会と部門別常任委員会の資料は別個に作る必要があるため、資料作成の手間も増えている。

【質疑応答】

質疑：構成メンバーを全員にした理由を伺いたい。全員型と選抜型の協議はあったのか。

応答：一つの議案を分割付託することは、好ましくないとの考えがありました。全議員が関わっていくとの話もありましたので全員型になりました。

質疑：賛否について会期の最後の方にならないとわからないと思うが、それについて意見

等はないのか。

応答：分科会だと賛否が表明されないので、理事会で把握する形で行っています。

質疑：一般会計予算一部修正とあり、一般会計予算に対し付帯決議が可決されているが、どのような流れでなったのか伺いたい。

応答：付帯決議と修正動議は予算決算常任委員会でそれぞれ提出されました。予算の減額修正がありました。その内容とは別のところで付帯決議がありました。

質疑：それぞれの会派から上がってきたものを理事会でまとめ、予算決算常任委員会で決めて本会議で減額修正したのか。

応答：そのとおりです。

質疑：付帯決議はどんな議案に対してのものだったのか。

応答：文化遺産の関係です。

質疑：増額修正はどのようにしたのか。

応答：予備費からの流用です。

質疑：増額修正の場合、修正動議を出した場合、執行部から修正予算を提出するのか。

応答：いろいろなところに影響するので、ある程度、採決されるという前提があった場合、事務局と財政当局とで調整しています。また不確かな場合には組み替え動議でお願いしています。

質疑：代表質問は予算に関することはできないなどの制限はあるのか。

応答：代表質問の場合は、当初予算と施政方針に対する質疑の場ですので、制限はありませんが、一般質問で所属する委員会の一般質問は遠慮するという規定が、ずっとありましたが、今は遠慮しないでやっています。

質疑：一般質問日の間が離れているのはなぜか。

応答：二回に分けてやりましょうという話からで、前半にやる場合と後半にやる場合に分けています。偏った場合、調整させてもらっています。

質疑：先ほどの減額修正だが、付帯決議も出しているのだから、付帯決議の中に執行を狭めるなどを盛り込んで、執行権をいじらない形で要求するというのも議論はあったのか。

応答：そのような意見もありましたが、内容的に修正することになりました。

質疑：平成28年第1回定例会には一般質問はなかったのか。

応答：当初予算と施政方針がありますので、ここで代表質問を行いたいという話になりました。これは持ち時間制で行うため、そこでは一般質問を遠慮しようという慣例があり、第1回定例会ではしていません。

質疑：予算決算常任委員会で特別委員会の分科会にも付託する可能性があるとのことだが、例えば所沢市の地方創生に関する特別委員会のようなものであれば、付託する流れなのか。

応答：特別委員会設置指針がありまして、そこで特別委員会で審査する付議事件があります。そこで予算も併せて特別委員会の付議事件として位置づけた場合、分科会も設置できると伺っています。実際には、横須賀市議会で、予算決算特別委員会が設置されてから特別委員会に付議された事件はありません。

質疑：同一議員が予算と決算の審査を行うことができるとのことだが、どのように反映し

ているのか。本会議の開催時間は減っているのか。

応答：毎年5月に委員構成が決まり、9月に決算審査を行います。決算について様々な指摘があり、それを受けて予算審査を行う。そこで、決算審査時の内容がどのように反映されたのかというような視点で質疑されています。

本会議の時間は短くなっているようです。

質疑：分科会でのインターネット中継はしているのか。

応答：平成15年から本会議、平成20年から分科会も含めて常任委員会、特別委員会のインターネット中継はしています。

質疑：理事会は公開しているのか。

応答：公開していますが、理事会を開催している会議室に中継設備がないため、中継はしていません。

質疑：会派を代表するのが代表質問、無会派が個人質問という位置づけか。

応答：内容は一緒ですが、二人以上を会派としていますので、一人の場合は個人質問という呼び方をしています。

質疑：常任委員会の審査は時間をかけているのか。

応答：まず、予算関係議案が出てきたときに予算決算常任委員会に付託します。その後、四分科会に送付します。そのため、質疑は分科会で行います。そこでは賛否を問いません。分科会の委員長が予算決算常任委員会で報告した後、採決をします。

そのため予算決算常任委員会では詳細な質疑はなく、総括質疑が行われることがあります。

質疑：予算決算常任委員会を設置したことで執行部の方は事務量が増えないのか。

応答：出席する回数が増えましたが、大きな問題点はありません。しかしながら分科会用と委員会用に資料を分けて作る事務的負担はあります。

質疑：一般質問の持ち時間は何分か。

応答：一問目が20分、二問目は選択式で、一問一答方式か一括方式かで違いますが、一問一答の場合、答弁を除いて20分が追加されます。

質疑：一日に何人くらい一般質問を行うのか。

応答：一日に平均6人です。1定例会で平均すると13人くらいです。

質疑：所沢市議会の場合、開会の1週間前の議運で一般質問のエントリーをして会期の日程を決めているが、横須賀市議会はどのようにしているのか。

応答：第2回、第3回、第4回定例会の日程は第1回定例会の最終日の議運で決めています。通告がでてきたところで予備日を一般質問で使うかを決めています。

質疑：代表質問だと一括方式だと20分プラス10分かける所属議員数となっている。実際には何分くらいされているのか。

応答：例えば1回目の100分の持ち時間で70分くらいです。

質疑：一回目は通告制で二回目からは、通告なしでやられているのか。

応答：二回目からは通告制ではありませんが、内々に通告のような感じでやられている会派もあります。

質疑：所沢市も過去には代表質問をしていたが、予算案件の中に地元案件のようなものがあつた中で、問題があり止めた。実際に地元の質問はないのか。

応答：個別の事業についての質問はあります。

質疑：予算決算常任委員は、他の分科会での審議の内容はどのように知りえるのか。

応答：まず、予算決算常任委員会で分科会からの報告を受けます。本会議での予算決算常任委員長報告については、分科会からの報告を受けたということ。採決の結果、こうなりましたという報告になります。

5 所感

今回の視察では、神奈川県横須賀議会の予算決算常任委員会の運営方法等の概要説明を受け、大変勉強になった。今後の議会運営の参考としたいと思う。